

笠岡市自治基本条例

自治基本条例は、

「自治体における憲法」とも呼ばれ、最高規範性を持つ条例です。平成12年のいわゆる「地方分権一括法」の制定により、全国の自治体は自主的・主体的に行政運営を行うこととされました。

笠岡市は、平成15年に「笠岡市みんなが輝くまちづくり条例」として、平成19年に「笠岡市安全・安心まちづくり協働推進条例」を定めています。地方分権の時代に、さらに一歩進めて、市民、及び、住民の意思を反映した自治体運営を行うための基本的な条例が必要であるとの考えから制定したのが「自治基本条例」です。自治基本条例は、笠岡市が「まちづくり」を進めていく上で、その基本となる考え方・理念を明記し、誰がどのような役割を担い、どのような方法で行っていくのかを定めた条例です。この条例に定める理念は笠岡市の全ての条例に生かされます。

最高規範性を持つだけに、必要な例規等の整備・検討を行うとともに、公布から6ヶ月間を自治の担い手である市民の皆さんへの周知を図る期間として、「自ら考え、自らの責任のもとに、自ら行動する」理念等、本条例の実効性を確保します。施行日は10月1日です。みんなで、この条例の意義を確認しましょう。

自治基本条例の構成

前文

第1章 総則

1. 目的
2. 最高規範性
3. 定義

第2章 基本原則

4. 自治の基本原則

第3章 市民の役割

5. 市民の権利
6. 市民の責務
7. 地域コミュニティ

第4章 市議会及び執行機関の役割

8. 市議会の責務
9. 市議会議員の責務
10. 執行機関の責務
11. 市長の責務
12. 市職員の責務

第5章 市政の運営

13. 計画的な市政運営
14. 開かれた市政運営
15. 個人情報保護の確保
16. 適切な行政手続
17. 行政評価

18. 説明責任

19. 危機管理

第6章 参加及び協働

20. 市民参加
21. 協働のまちづくり
22. 教育委員会と地域との連携協力

第7章 財政

23. 健全な財政運営
24. 財政状況等の公表
25. 財産の管理
26. 監査

第8章 住民投票

27. 住民投票

第9章 国、県、他の地方公共団体等との関係

28. 国及び県との関係
29. 他の地方公共団体等との関係

第10章 その他

30. 条例の見直し
31. 委任

附則 施行期日

自治基本条例のポイント

- ① 笠岡市の自治運営の仕組みをわかりやすく示しています。
- ② 笠岡市の行政運営の総合的な指針となります。(基本理念・基本原則の明示)
- ③ 自治(笠岡市)の担い手である市民、市議会、市の執行機関の役割と責務を規定しています。
- ④ 市民参加と協働によって市民主体の自治を推進していくことを定めています。
- ⑤ 「住民投票制度」について定めています。

ホームページ(web-site)に条例全文と条文ごとの解説を掲載しています。

<http://www.city.kasaoka.okayama.jp/0003/001b.html>

問合せ 企画施策課

電話 69-2112